

日立市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

日立市建築基準条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

建築基準法の改正に伴い、規制の合理化を図るため、本条例を制定するものであります。

日立市建築基準条例の一部を改正する条例

日立市建築基準条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第52条の3」を「第52条の4」に改める。

第4章第9節中第52条の3の次に次の1条を加える。

（別の建築物とみなすことができる部分）

第52条の4 第8条、第13条、第17条、第21条、第24条又は第31条第2項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第117条第2項各号に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

2 第12条（排煙設備に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第126条の2第2項各号に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第12条の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3 第12条（非常用の照明装置に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第126条の4第2項に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第12条の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

4 第19条第1項（第53条第1項において準用する場合を含む。）、第32条第2項又は第50条第1項第1号に規定する基準の適用上一

の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第59条第3項中「第30条第2号」を「第7条、第12条（非常用の照明装置に係る部分に限る。）、第13条、第15条第1号（第53条第1項において準用する場合を含む。）、第19条第2項（第53条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第3項（第53条第2項において準用する場合を含む。）、第21条、第30条第2号若しくは第3号」に、「又は第32条第1項第2号」を「若しくは第2項、第32条第1項又は第53条」に、「第3条第3項第3号及び第4号」を「第3条第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「第21条」を「第19条第1項」に、「第29条第2号又は第30条第4号」を「第28条、第29条、第30条第4号、第32条第2項、第33条又は第34条」に、「第3条第3項第3号及び第4号」を「第3条第3項」に改め、同項第1号中「、第12条（非常用の照明装置に係る部分に限る。）」及び「、第21条」を削り、「建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された」を「令第117条第2項各号に掲げる建築物の」に改め、同項第2号中「（排煙設備に係る部分に限る。）」及び「建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁で区画されている場合における当該区画された部分又は」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 第19条第1項、第28条、第29条第1号、第32条第2項、

第33条又は第34条に規定する基準の適用上一の建築物であって

も別の建築物とみなすことができる部分 令第109条の8に規定する建築物の部分

第59条第2項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「より」の次に「第3条（路地状部分の長さが20メートル未満の建築物の敷地に限る。以下この項において同じ。）」、第8条から第12条まで、」を加え、「第28条」を「第15条第2号、第16条、第17条、第24条、第28条、第29条、第30条第4号」に、「第3条第3項第3号及び第4号」を「第3条第3項」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 第3条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であって、令第137条の12第6項の規定により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたもの
- (2) 第8条、第10条から第12条まで、第15条第2号、第16条、第17条、第24条、第29条第2号又は第30条第4号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの
- (3) 第9条又は第14条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更を伴わない全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- (4) 第28条、第32条第2項、第33条又は第34条の規定の適用

を受けない建築物 当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

- (5) 第29条第1号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- 第59条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第3条第2項の規定により第8条、第10条、第11条、第12条（排煙設備に係る部分に限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。）まで、第15条第2号（第53条第1項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）、第16条（第53条第1項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）、第17条、第19条第1項（第53条第1項において準用する場合を含む。以下この項及び第3項において同じ。）、第24条、第28条、第29条、第30条第4号、第32条第2項、第33条又は第34条の規定の適用を受けない建築物について次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項（第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

- (1) 第8条、第11条、第12条、第17条、第24条、第29条第2号又は第30条第4号の規定の適用を受けない建築物 令第137条の6の2第2項各号のいずれか（居室の部分に係る増築にあっては、同項第1号）に該当する増築又は改築に係る部分

- (2) 第10条、第15条第2号又は第16条の規定の適用を受けない建築物 増築（居室の部分に係るものを除く。以下この号において同じ。）又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分
- (3) 第19条第1項の規定の適用を受けない建築物 令第137条の2の2第1項各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分
- (4) 第28条、第32条第2項、第33条又は第34条の規定の適用を受けない建築物 令第137条の4各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分
- (5) 第29条第1号の規定の適用を受けない建築物 令第137条の6の4第2項第1号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 建築物が高い耐火性能の壁等で区画されている場合には、防火・避難規定の一部の適用上、別の建築物とみなし、区画ごとに当該規定を適用できることとした。
- 2 既存不適格建築物に係る一定の範囲内の増築等においては、現行の防火・避難規定の一部を遡及しないこととした。

※ 既存不適格建築物

建築当時は条例等の規制に適合していた建築物が、条例等の改正により、不適合となった建築物